



北教組献金事件に有罪判決

北教組による政治資金規正法違反事件で、14日の札幌地裁判決は、同法違反の罪に問われた北教組委員長代理の長田秀樹被告(50)を禁固4ヶ月、執行猶予3年(求刑禁固4ヶ月)、団体としての北教組を求刑通り罰金50万円と、いずれも有罪とした。ただ、北教組から民主党の小林千代美衆院議員(道5区)陣営への資金の原資はついに解明されず、長田被告は判決後の記者会見で事件の詳細や自身の進退を明確にしなかつた。「信頼回復の道は険しい」と、組合員からも悲痛な声が漏れる。

判決によると、長田被告と北教組委員長（故人）は2008年12月～昨年7月、計600万円を小林氏陣営の元会計責任者の木村美智留被告（46）一同法違反の罪で有罪判決に渡した。園原敏彦裁判長は「（小林氏を当選させるという）目的の実現のために手段の違法性に目をつぶつた」と厳しく指摘した。

大。処遇を組織と議論している」。記者会見で長田被告は述べ、控訴しない意向を示した。だが、7月の北教組役員選挙への対応を問われると「公表できない」と言葉を濁した。

役員選は9日に立候補を締め切り、23日に候補者を組合員に公表する見込みだが、内部では「長田被告ら事件

開運語事(3面)

**組合員から批判も
進退示さず**

組織再生道険しく

2010.6.15 連筆
にかかわった幹部が立候補しているのでは」との憶測が出ている。現執行部に批判的な対立候補を推す関係者は「今の顔ぶれでは組合員や道民の理解を得られない」と訴える。一方、資金の原資の

にかかわった幹部が立候補しているのでは」との憶測が出ている。現執行部に批判的な対立候補を推す関係者は「今の顔ぶれでは組合員や道民の理解を得られない」と訴える。

一方、資金の原資の説明も不十分なままだ。長田被告は記者会見で「裏金ではない」としながら「定期大会の議案には明記していない」と説明。北教組の会計に1600万円を補てんするのか、との問い合わせにも「検討して

いる」と言明を避けた。肝心の再発防止策も「第三者委員会で協議し、会計監査を厳正化する」と具体性に欠ける説明に終止。にもかかわらず、参院選を含めた政治活動については「特定の政党・候補者との連帯は重要」として継続を明言した。

現執行部は5月下旬から各支部に事件の説明と謝罪を行っているが、ある支部幹部は「脱退を表明する組合員が各地で出始めた」と危機感を強める。

8月の定期大会では事件の総括や次期役員の承認を行う見通しだった議題で、山本被告が上告した元選対幹部民主党の小林千代美衆院議員（道5区）陣営の元選対幹部で、公選法違反（買収約束、事前運動）の罪に問われた連合札幌前会長山本広和被告（61）の弁護団は14日、懲役2年、執行猶予5年とした二審札幌地裁判決を支持し被告側の控訴を棄却した。

が、組合員や道民の視線は厳しさを増している。

した札幌高裁判決を不服として上告した。

検察側は、山本被告を連座制の適用対象とみている。小林氏は14日、今国会閉会後の議員辞職を表明したが、山本被告の禁固以上の有罪判決が確定した場合、札幌高検は小林氏の道5区からの5年間の立候補禁止などを求めて札幌高裁に行政訴訟を起こす方針。